

「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」の取組状況の概要

1 SNS型投資・ロマンス詐欺対策 / 2 特殊詐欺対策

(1) 犯行準備段階への対策

- 音声通話SIMと異なり、法令により契約時における本人確認が義務付けられていないデータ通信専用SIMについて、本人確認を義務付けること等を内容とする携帯電話不正利用防止法改正案が令和8年5月に成立。
- いわゆる「闇バイト」とは知らずに応募し、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されている者等に対する保護措置を699件講じた（令和6年10月～令和8年5月）。

(2) 着手段階への対策

- 「詐欺対策 by NTTタウンページ」及び「詐欺バスター Lite」の2つの特殊詐欺対策アプリを「警察庁推奨アプリ」に認定し、様々な機関・団体等と連携しながら国民への普及促進に向け、広報啓発を実施するとともに、機能の高度化に向けた取組を協議中。 ※ 両アプリのダウンロード数の累計は、本年5月末時点で1,142,800件
- 事業者に働きかけ、国際電話を休止する国際電話不取扱受付センターの体制強化・処理向上等の取組を実施しているほか、契約変更時に国際電話の要否の確認を実施。 ※令和7年中の利用休止手続件数は、約48万件（前年比+約41万件）

(3) 欺罔段階への対策

- SNS型投資詐欺の欺罔手段として、SNSのバナー等広告において著名人をかたって投資を呼びかける手口の増加が顕著であることを踏まえ、当該バナー等広告でかたられている著名人と連携した広報啓発を実施。

(4) 金銭等の交付段階への対策

- 令和7年9月、業界団体等に対し、インターネットバンキングの利用申込時及び利用限度額引き上げ時の確認等を含む対策の強化を要請。同年11月、各金融機関に対し、要請への取組状況に関するフォローアップを実施。
- 預金取扱金融機関間における情報共有等の枠組みの創設について、不正利用口座の情報を共有するためのシステム構築費用の補助対象事業者を選定するとともに、令和8年6月、根拠規定の措置等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則等の改正を実施。
- いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措置の創設等を内容とする改正犯罪収益移転防止法が令和8年6月に成立したことを踏まえ、改正法に基づく措置を着実に推進。

(5) 犯行後の捜査段階における対策

- 特殊詐欺事犯の取締りを強力に推進し、令和7年中の検挙件数は7,205件（前年比+367件）、検挙人員は2,735人（前年比+332人）。
- 「仮装身分捜査」を令和7年中に13件実施し、強盗予備、詐欺未遂で4件5名の被疑者を検挙するとともに、これら4件を含む7件の被害防止が図られた。
- 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（解説）」を改正し、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通といった社会環境の変化も踏まえ、通信履歴について少なくとも3～6か月程度の保存が望ましいと明記。また、事業者に対応を要請。

3 ID・パスワード等の窃取・不正利用への対策

(1) フィッシングサイトへの対策

- フィッシングサイト判定の高度化・効率化のため、生成AIによる自動判別ツールを導入。

(2) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正入手対策

- 日本証券業協会に対する働き掛けを実施し、同協会が定めるインターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドラインにフィッシングに耐性のある多要素認証（パスキー等）導入等を求める内容を追記。

(3) ID・パスワードやクレジットカード情報の不正利用対策

- 悪用のおそれのあるクレジットカード番号等を集約し、カードの利用停止等の対策に活用するため、国際ブランド各社に一括して提供する枠組みを構築し、令和7年中、約187万件のクレジットカード番号を提供。
- 令和8年7月、ECサイトにおける不正取引防止等を目的としたEC事業者との情報連携に関する協定を締結。

(4) マネー・ローンダリングや現金化への対策

- 金融機関が、詐欺被害のおそれが高い取引を都道府県警察へ迅速に情報提供する連携体制について、令和8年5月末時点で、47警察本部と938金融機関が、警察庁と全国に顧客を有する都市銀行等30金融機関が情報連携協定を締結。

(5) 犯行後の捜査段階における対策

- サイバー特別捜査部において、暗号資産追跡結果等、都道府県警察から集約した情報について、横断的・俯瞰的に分析。

4 治安基盤の強化等

- 捜査により判明した被疑者に関する情報を東南アジア諸国等の現地当局に提供し、令和7年中、海外拠点に関する特殊詐欺事件の被疑者54人を検挙。
- 令和7年10月、警察庁に匿名・流動型犯罪グループ情報分析室を設置、警視庁には全国警察から捜査員を集めた「匿流ターゲット取締りチーム」（T3）を構築し（令和8年4月に100人を増強）、匿名・流動型犯罪グループの中核的人物の実態解明・取締りを推進。
- サイバー特別捜査部の態勢の増強等を通じて、サイバー空間における取締りを推進。